

見附市移住定住プロモーション業務委託仕様書

1. 業務名

見附市移住定住プロモーション業務

2. 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3. 業務の目的

本市では、人口ビジョンにおいて20～30代の社会動態の改善を目標に掲げており、移住定住を促進することで移住者を増やしていくこととしています。

移住促進にあたっては、移住検討者から定住先として本市を選択肢に入れてもらうためのきっかけづくり、また移住を検討したときに本市を思い出してもらうための継続的なプロモーション等を行うことで、移住希望者を増やしていく必要があります。

一方で、全国の自治体が移住促進に係るプロモーションに力を入れている中で、プロモーションを効果的なものにするためには、本市の魅力を的確に捉えつつ、移住検討者のニーズも把握したうえで戦略的に行うことが求められています。

そこで、移住促進施策全般に通ずるセールスポイントやターゲットを定め、どのような媒体や手法でプロモーションを行っていくかの計画をまとめた戦略を策定し、戦略に沿ってプロモーションや各種施策を実行することで、移住促進につなげます。

4. 業務内容

(1) 移住促進のための戦略策定

①戦略の内容

- ・重点的に伝えるべき「セールスポイント」や狙うべき「ターゲット」を設定したうえで、R6～9年度において、どのような媒体や手法でプロモーションを行っていくかの具体的かつ詳細な計画を体系的に策定すること。

②戦略策定業務

- ・定めるセールスポイントとターゲットが、本市への移住促進につながると客観的に判断する上で必要な根拠やデータを得るための取組やマーケティング調査等を提案し、市と協議の上実施すること。
- ・本市が提供する移住者ヒアリングの結果（令和5年度実施、14人分）や、行政機関や各種団体、企業等が発行する移住等に関する統計資料を踏まえて戦略を策定すること。

(2) 移住促進に係わるプロモーションの実施

- ・(1)で策定された戦略に基づき、最適なプロモーション施策を提案、実施する。

(3) 上記(2)における効果測定

5. 委託料

委託料は、5,500,000円(消費税及び地方消費税を含む。)以内とする。

6. 成果品

本事業の成果品は次の通り。協議により内容の詳細を別途定める。

- (1) 移住促進のための戦略1部および電子データ
- (2) 上記(1)の概略版1部および電子データ
- (3) プロモーション実施および効果測定の報告書1部および電子データ

7. 秘密の保持

受託者は、業務の遂行にあたっては、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58条)」を遵守し、取得した個人情報は、その取扱いに最大限の注意を払わなければならない。

8. 貸与資料等

- (1) 受託者が本業務を実施する上で必要となる資料等のうち、受託者が本業務を実施する上で必要となる資料等のうち、本市が提供することが可能な資料等は、本市が受託者に無償で貸与するものとする。
- (2) 貸与された資料等は、その重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行うこと。また、本業務において貸与した資料等は、契約期間満了後若しくは契約解除されたとき又は本業務履行上不要になった場合は、速やかに本市に返還しなければならない。また、貸与資料等の複製物は適切に廃棄するなど本市の指示に従った処置を行うこととする。

9. その他の留意事項

- (1) 本業務の開始から終了までの間、経過内容全般を常に把握している専任担当者置き、円滑な実施のために定期的に本市と連絡調整を行うこと。
- (2) 本業務に当たり使用するデータ、画像等の著作権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害した時は、受託者はその一切の責任を負うこと。
- (3) 業務のための収集した資料、情報等は許可なく漏洩してはならない。
- (4) この仕様書に定めのない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに本市と受託者とが協議して決めるものとする。